

償却資産申告の手引

豊 田 市

市税につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
固定資産税には、土地、家屋、および償却資産があり、このうち償却資産については、その所有者が資産の所在する市町村に申告することになっています。この手引きを参考に、同封の申告書を作成して提出して下さるようお願いいたします。

1 提出期限

令和 8 年 2 月 2 日 (月)

申告書の提出期限は 2 月 2 日 (月) ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、**1 月 1 9 日 (月) までの提出に御協力ください。**

2 提出書類

提出書類	提出枚数	備 考
償 却 資 産 申 告 書 (償却資産課税台帳)	1 枚	2 枚目は本人控えです。
種 類 別 明 細 書 (増加資産・全資産用)	2 枚	3 枚目は本人控えです。

郵送による申告で、「控用」に受付印を希望される方は、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。

3 提出先および問合せ

令和 8 年 1 0 月 1 日より

受付時間が 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 になります

〒 471-8501 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市役所 資産税課 償却資産担当 (南庁舎 3 階北側)
直 通 <0565> 34-6613
F A X <0565> 31-8969

受付時間 ~~8:30~17:15~~ (土・日・祝日・年末年始を除く)

9:00~16:00

豊田市のホームページは右の QR コードからアクセスできます → →



豊田市の償却資産 (固定資産税) の申告は **エルタックス** を利用して電子申告ができます。

エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

◆ 利用手続きなどの詳細は、エルタックスホームページで! <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

で

検索

できます。

目 次

I 申告について

1 申告の方法……………	1	2 国税との主な違い……………	7
2 申告されない方、 虚偽の申告をされた方……………	2	3 課税標準の特例・非課税・減免	
3 実地調査等のお願い……………	2	(1) 特例……………	8
4 国税資料等の閲覧について……………	2	(2) 非課税……………	1 1
5 注意事項……………	2	(3) 課税免除……………	1 1
		(4) 減免……………	1 1
		(5) 豊田市版環境減税……………	1 2

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲	
(1) 償却資産とは……………	3
(2) 申告の対象外となる資産……………	3
(3) 少額資産等について……………	3
(4) リース資産について……………	4
(5) 車両について……………	4
(6) 注意が必要な資産……………	5
(7) 業種別の主な償却資産の内容……………	5
(8) 家屋と償却資産の区分……………	6
(9) 家屋の附帯設備が 償却資産となる特別な場合……………	6

III 償却資産課税のしくみ

1 評価方法……………	1 3
2 税額の決定……………	1 4

IV 参考資料

1 マイナンバー(個人番号・法人番号) の記載について……………	1 5
2 償却資産申告書の記入例……………	1 6
3 種類別明細書の記入例……………	1 8
4 償却資産とその耐用年数……………	2 0

I 申告について

1 申告の方法

●本年度から初めて申告される方

- ・ **令和 8 年 1 月 1 日現在**、豊田市内に所有している償却資産をすべて申告してください。
(記入例：16～19 ページ)
- ・ **償却資産をお持ちでない方**は、申告書の備考欄の「該当資産なし」に丸をつけて提出してください。(記入例：17 ページ【18】)

●前年度に申告されている方

- ・ 前年中に増加・減少した資産を、種類別明細書に記入してください。
(記入例：16～19 ページ)
- ・ **増加・減少した資産がない方**は、申告書の備考欄の「増減なし」に丸をつけて提出してください。(記入例：17 ページ【18】)

●廃業、解散、営業譲渡された方

- ・ 申告書の備考欄にその旨を御記入ください。(記入例：17 ページ【18】)
- ・ 営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

●電算処理による独自様式またはエルタックスにより申告をされる方

- ・毎年1月1日現在の豊田市内にある全ての資産を申告してください。
- ・定率法による償却計算をしていただき、全ての資産について評価額を算定してください。
- ・評価額の最低限度額は、取得価額の5%です。
- ・新たに電算処理により全資産申告をされる方は、申告様式に一定の要件を必要としますので、事前に御相談ください。

2 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び豊田市市税条例第68条の規定により過料を科されることがあります。必ず期限内に申告してください。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

3 実地調査等のお願い

豊田市では、地方税法第408条の規定に基づき、申告内容に誤りがないか確認するための調査を順次行っています。減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いしたり、実地調査に伺ったりすることがありますので、その際は御協力をお願いいたします。

また、調査に伴って修正申告を行うことがありますが、その場合の課税は申告した年度だけでなく過年度にさかのぼって課税されますので、御承知おきください。

4 国税資料等の閲覧について

豊田市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、豊田市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

5 注意事項

- 決算期以降、賦課期日（1月1日）現在までの間の取得資産について、申告漏れのないようにしてください。なお、台帳等が未整理のため申告書に記入できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、必ず修正の申告をしてください。

※本年度申告分で申告漏れ資産がある場合は、過年度にさかのぼって課税されます。

- 申告書の書き方が分からない場合は、減価償却資産の明細が分かる書類を御準備いただき、お早めに資産税課へ御相談ください。

≪減価償却資産の分かる書類≫

- ・確定申告書、固定資産台帳又は減価償却内訳明細書
- ・その他、減価償却資産の明細が分かる書類（アパート等を新築された方は、見積書）

Ⅱ 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の種類・耐用年数については、20 ページを御覧ください。

(2) 申告の対象外となる資産

次のものは、償却資産の申告は必要ありません。

- ・ 建物本体及びその所有者が施工した設備等で、固定資産税の取り扱い上家屋評価されるもの（屋内の電気設備、屋内の給排水衛生設備、床壁天井などの内装等）
- ・ 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- ・ 繰延資産（開発費等）
- ・ 骨董品等時の経過により価値が減少しない資産
- ・ 取得価額が少額の減価償却資産のうち申告対象外のもの（本ページ（3）の表を御覧ください）

(3) 少額資産等について

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する「少額資産」については、地方税法の規定により、①取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの、②取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、③ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のものに限られます。

このことから、**租税特別措置法の中小企業者の少額資産特例制度を適用して即時償却した資産については、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。**

取得価額	個別償却	中小企業者等の 少額資産特例 ※1※5	① 3年一括償却 ※2※5	② 一時損金算入 ※3※5	③ ファイナンス リース※4
10万円未満	対 象 申告が 必要です		対象外	対象外	対象外
10万円以上 20万円未満		対 象 申告が 必要です			
20万円以上 30万円未満				対 象 申告が 必要です	
30万円以上					

※1 中小企業者の少額資産特例制度により即時償却するもの（租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか）

※2 3年で均等償却するもの（法人税法施行令第133条の2第1項・所得税法施行令第139条第1項）

※3 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満で一時に損金算入するもの（法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）

※4 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

※5 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供する資産を除く。

(4) リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かれます。

ただし、3 ページ (3) のとおり取得価額が 20 万円未満の場合は課税客体にはなりません。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸契約によるリース資産 〔 賃貸期間満了と同時に資産が 回収される所有権移転外リース等 〕	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
実際の売買にあたるような リース資産 〔 所有権留保付割賦販売や、リース後に 資産が使用者の所有物となる場合等 〕	× (申告不要)	○ (申告が必要)

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、税務会計において、売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）の申告については、従来通りリース会社からの申告となります。

(5) 車両について

以下の表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が異なります。償却資産の申告の対象となる車両は大型特殊自動車のみとなります。

車両の種類		自動車税	軽自動車税	固定資産税（償却資産）
普通自動車		○		
軽自動車			○	
原動機付自転車			○	
オートバイ			○	
小型特殊自動車	※下の規格表を参考 に判断してください		○	
大型特殊自動車				◎（申告が必要）

●小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (k m/h)	総排気量 (リットル)
産業・建設用車両	4.70 以下	1.70 以下	2.80 以下	15 以下	制限無し
農耕作業用車両	制限無し	制限無し	制限無し	35 未満	制限無し

小型特殊自動車は軽自動車税の対象となりますので、償却資産の申告の必要はありません。ただし、小型特殊自動車は公道を走らず事業所構内だけで使用する場合でも、軽自動車税の課税対象ですのでナンバー登録が必要です。フォークリフトやトラクター等の特殊自動車をお持ちの際は御注意ください。登録手続きは、豊田市役所市民税課又は支所・出張所で行うことができます。

(6) 注意が必要な資産 **注) 申告が必要です。**

区 分	申 告 が 必 要 な 資 産 例
1 遊休資産・未稼働資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産 既に完成しているが、まだ稼働していない資産
2 簿 外 資 産	会社の帳簿に記載されていない償却資産
3 償 却 済 資 産	減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産
4 減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
5 少 額 の 減 価 償 却 資 産	使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、耐用年数を用いて減価償却している資産（3年間で均等償却している一括償却資産を除く）
6 資 本 的 支 出	資本的支出（改良費）として資産計上した資産（新たな資産とみなし、改良された本体と区分して申告してください。）
7 建 設 仮 勘 定 の 資 産	建設仮勘定中でも、1月1日現在一部が完成し使用されている資産
8 割賦販売で購入した資産	原則として、買主が申告してください。

(7) 業種別の主な償却資産の内容

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各業種に共通するもの	駐車場設備、受変電設備、舗装、庭園・植栽、門、塀、看板、浄化槽、下水道工事、中央監視制御装置、簡易間仕切、発電設備、応接セット、金庫、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、レジスター等
喫 茶 ・ 飲 食 店	厨房設備、自動販売機、接客用家具、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫等
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、パーマ器、サインポール等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ミシン等
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、電子秤、食品加工用機械等
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、リフト、充電器、測定・検査工具、コンプレッサー等
工 場	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、ガス配管、エアー配管、動力配線等
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、洗車機、照明設備、地下タンク、独立キャノピー等
開 業 医	レントゲン機器、消毒殺菌用機器、手術機器、調剤機器、光学検査機器、歯科診療用ユニット等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
農 業	田植機、稲刈機、トラクター・コンバイン（大型特殊）、ビニールハウス、梨棚、ぶどう棚、農業用設備等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場舗装、自転車置場、屋外給排水設備、フェンス、側溝等 （共同住宅の場合は7ページ参照）

(8) 家屋と償却資産の区分

設 備 区 分	家 屋 と し て 取 扱 う も の	償 却 資 産 と し て 取 扱 う も の
電 気 設 備	電灯・コンセント配線、電話配線、非常通報装置、ナースコール設備、太陽光発電設備（屋根材一体型）等	受変電設備、自家発電設備、ネオンサイン、スポットライト、投光器、屋外照明設備、スピーカー、工場用動力配線、LAN設備、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、中央監視装置一式（配線含む）等
空 調 設 備	天井埋め込み型のアエアコン、換気扇、ベンチレーター等	ルームエアコン、ウィンドクーラー、扇風機、工業用送風装置等
給 排 水 設 備	屋内の給排水設備、中央式給湯設備等	屋外給排水設備（下水道接続工事も含む）、事業用給排水設備、局所式給湯器（湯沸器）等
ガ ス 設 備	屋内配管、排気筒、ガスカラン（使用口）等	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式等
消 火 設 備	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー等	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等
運 搬 設 備	リフト（建物と一体となっているもの）、エレベーター、エスカレーター、気送管等	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、リフト（建物から独立しているもの）等
上屋・車庫・倉庫等	周壁を3方向以上備え、外界と遮断された空間を有し、基礎等で土地に定着しているもの	周壁が3方向未満で独立したもの、基礎等で土地に定着していない簡易建物、ビニールハウス等
キ ャ ノ ピ ー	家屋と構造上一体となっているもの	家屋から独立しているもの
そ の 他	造り付けの調理台・流し台、避雷設備、造り付けのカウンター等	看板、広告塔、門、塀、庭園、業務用厨房設備、簡易間仕切り（本体が床と天井で固定され、建物と構造上一体となっているものを除く）、家具等

※ 家屋とは、以下の4つの条件をすべて満たすものです。それ以外のは償却資産になります。

①屋根 ②3方以上の周壁 ③土地への定着性（基礎等） ④高さの平均が1.5m以上

※ 特定の生産または業務を行うための、給排水・ガス・エアー配管等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線等は建物と一体となっても償却資産になります。

(9) 家屋の附帯設備が償却資産となる特別な場合

家屋の所有者と異なる者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けした建物に付随する資産については、**（8）の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者に申告義務があります。**

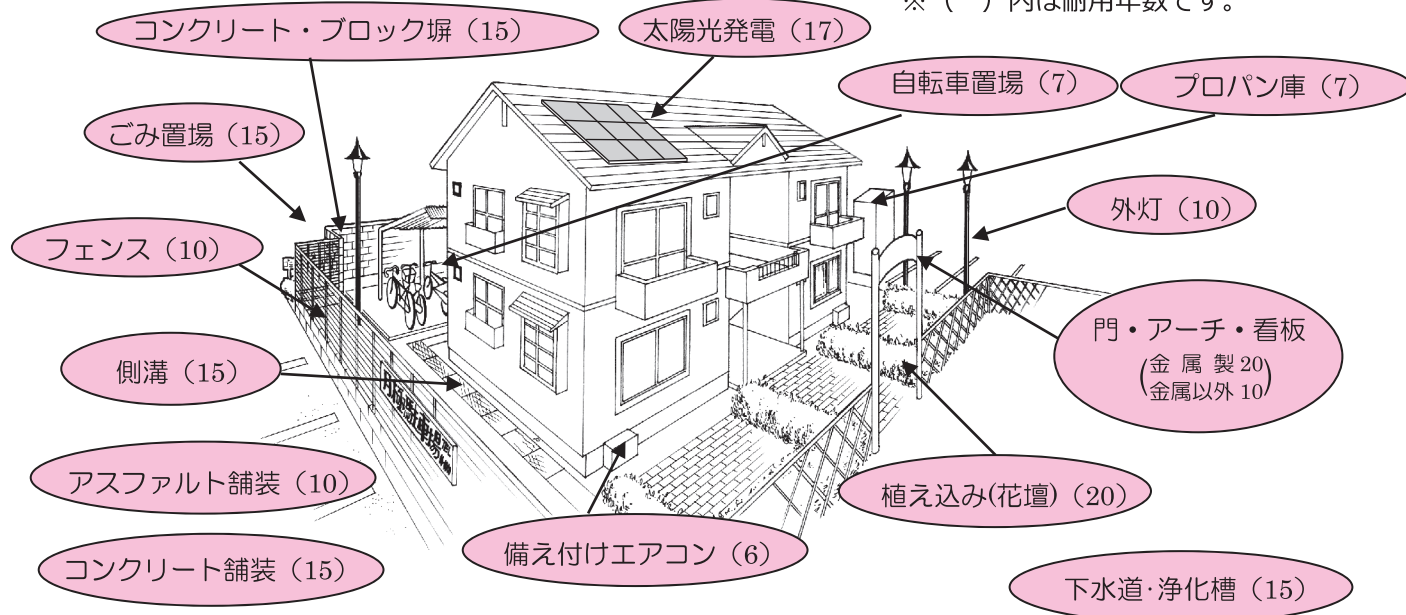
※このテナント入居者が設置した家屋の附帯設備は、特に申告漏れとなりやすい部分ですので、十分御注意ください。

共同住宅の償却資産の例

(家屋は別途課税されます。)

○ は申告の対象となります。

※ () 内は耐用年数です。



2 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の基準	賦課期日制度 (毎年 1 月 1 日)	事業年度制度 (決算期)
減価償却の方法	定率法 (固定資産税定率法) ※一般の資産は法人税法等の旧定率法 で用いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は、定率法・ 定額法を選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳	× (※ 1)	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却 (所得税・法人税)	○ (※ 2) 税務署長への届出書 (写) を添付	○
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	○ (※ 2) 国税局長の承認通知書 (写) を添付	○
評価額の最低限度	取得価格の 5 / 1 0 0	備忘価格 (1 円)
改良費 (資本的支出)	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

※ 1 固定資産税は、圧縮記帳の制度は認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、**圧縮前の取得価額で申告**してください。

※ 2 法人税法若しくは所得税法の規定による増加償却又は陳腐化償却が認められた資産については、固定資産税評価上控除額の加算を行うことができます。適用を受けたことが分かる書類を償却資産申告書とともに提出してください。

3 課税標準の特例・非課税・減免

(1) 特例

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産とは、地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定される一定要件を備えた償却資産で、固定資産税が軽減されます。**新たに特例適用資産を取得された場合は、《固定資産税課税標準特例適用申告書》に必要事項を記載のうえ、事実を証明する書類等を添付して資産税課へ提出してください。**

※《固定資産税課税標準特例適用申告書》は、資産税課又はホームページにあります。

(令和7年12月1日現在・抜粋)

地方税法 適用条項		設 備 の 種 類	適用期間	特例課税率	添 付 書 類 等
第 349 条 の 3	第27項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産（利用定員 5 人以下）	永年	1/2 (※)	・事業の認可を受けたことを証する書類の写し ・事業の用に供していることが確認できる資料
	第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産（利用定員の制限なし）	永年	1/2 (※)	
	第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産（利用定員 5 人以下）	永年	1/3 (※)	
附 則 第 15 条	第2項	公共の危害防止のための処理施設（污水・廃液処理施設、指定物質の排出・飛散抑制施設、産業廃棄物処理施設、下水道除害施設） (R2.4.1～R8.3.31 取得分)	永年	R2.4.1～ R4.3.31 取得 1/3～3/4 (※) R4.4.1～ R8.3.31 取得 1/3～4/5 (※)	・処理施設設置届出書の写し ・処理過程図
	第25項	再生可能エネルギー発電設備（固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備） (R2.4.1～R6.3.31 取得分) 経済産業省の固定価格買取認定制度を受けておらず、認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備及び次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した一定の設備であること。 (R6.4.1～R8.3.31 取得分)	取得後 3年度分	1/2～7/12 (※)	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し ・設備の取得した日が確認できる資料

地方税法 適用条項		設 備 の 種 類	適用期間	特例課税率	添 付 書 類 等
附 則 第 15 条	第25項	再生可能エネルギー発電設備 (経済産業省の固定価格買取 制度の認定を受けた風力・水 力・地熱・バイオマス発電設備) (R2.4.1～R8.3.31 取得分)	取得後 3年度分	1/3～11/14 (※)	・ 認定通知の写し ・ 設備の取得した日が確認で きる資料
	旧第32項	特定事業所内保育事業の用に 供する資産 (利用定員 6 人 以上) (H29.4.1～R6.3.31 に企業 主導型保育事業の運営費に係 る補助を受けた者)	適用後 5 年度分	1/3 (※)	・ 企業主導型保育事業 (運営費) 助成決定通知書の写し ・ 事業の運営費に係る補助の申 請の際に添付した平面図 ・ 使用貸借契約書等の写し (無償による貸付関係がわか る書類) ・ 事業の用に供していることが 確認できる資料
	第40項	特定都市河川浸水被害対策法 に規定する認定事業者が認定 計画に基づき設置した雨水貯 留浸透施設 (R3.11.1～R9.3.31 取得分)	永年	R3.11.1～ R6.3.31 取得 1/3 (※) R6.4.1～ R9.3.31 取得 1/6 (※)	・ 認定事業者であることを証す る書類の写し ・ 設備の取得した日が確認で きる資料
	旧第44項	中小企業者等が、認定先端設備 等導入計画に基づき取得した 一定の設備 (機械及び装置、工 具、器具及び備品並びに建物附 属設備) (R5.4.1～R7.3.31 取得分)	3 年間	1/2	・ 計画の申請書及び認定書の写し ・ 認定支援機関による事前確認 書の写し ・ 認定支援機関による投資計画 に関する確認書の写し <賃上げをしている場合> ・ 賃上げ方針を表明したことを 証する書面の写し <リース会社が申告する場合> ・ リース契約書の写し ・ 固定資産税軽減計算書の写し
		«雇用者への給与等支給額の増 加割合を直前の事業年度と比 較して 1.5%以上とし、市町村 の認定を受けている場合» 中小企業者等が、認定先端設備 等導入計画に基づき取得した 一定の設備 (機械及び装置、工 具、器具及び備品並びに建物附 属設備) (R5.4.1～R6.3.31 取得分)	5 年間	1/3	
		«雇用者への給与等支給額の増 加割合を直前の事業年度と比 較して 1.5%以上とし、市町村 の認定を受けている場合» 中小企業者等が、認定先端設備 等導入計画に基づき取得した 一定の設備 (機械及び装置、工 具、器具及び備品並びに建物附 属設備) (R6.4.1～R7.3.31 取得分)	4 年間	1/3	

地方税法 適用条項		設 備 の 種 類	適用期間	特例課税率	添 付 書 類 等
附 則 第 15 条	第43項	«雇用者への給与等支給額の増加割合を直前の事業年度と比較して1.5%以上とし、市町村の認定を受けている場合» 中小企業者等が、認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備（機械及び装置、工具、器具及び備品並び建物付属設備） (R7.4.1～R9.3.31 取得分)	3年間	1/2	・計画の申請書及び認定書の写し ・認定支援機関による事前確認書の写し ・認定支援機関による投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
		«雇用者への給与等支給額の増加割合を直前の事業年度と比較して3.0%以上とし、市町村の認定を受けている場合» 中小企業者等が、認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備（機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物付属設備） (R7.4.1～R9.3.31 取得分)	5年間	1/4	<リース会社が申告する場合> ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減計算書の写し
附 則 旧 第 64 条	—	中小企業者等が、認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備（家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備並びに構築物） (R3.4.1～R5.3.31 取得分)	取得後 3年度分	0 (※)	・計画の申請書及び認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し <リース会社が申告する場合> ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減計算書の写し <事業用家屋を申告する場合> ・先端設備等導入計画の案 ・建築確認済証 ・建物の見取り図（先端設備を設置していることがわかるもの） ・先端設備の購入契約書 ・特例を受ける家屋の取得価格がわかるもの（契約書、領収書等）

(※) 平成24年度地方税法改正により、一部の特例について、地方自治体の条例により課税割合を定めること（わがまち特例）とされたため、豊田市市税条例で定めた課税割合となっています。

(2) 非課税

非課税とされる償却資産（非課税適用資産）とは、地方税法第348条に規定される一定要件を備えた償却資産をいいます。非課税適用資産を取得された場合は、《固定資産税非課税適用申告書》に必要事項を記載のうえ、添付資料とともに御提出ください。

※《固定資産税非課税適用申告書》は、資産税課又はホームページにあります。

(3) 課税免除

豊田市過疎地域持続的発展に係る固定資産税の課税免除の特例に関する条例が制定されたことにより、対象地区において事業の用に供する設備を新たに取得し、次の要件に該当する事業者は課税免除が受けられます。

※《固定資産税課税免除申請書》は資産税課又はホームページにあります。

ア 免除内容

適用期間	課税初年度から3か年	対象地区	旭、足助、稲武、小原
取得時期	令和3年4月1日～令和9年3月31日		

イ 対象業種

対象業種		資本金規模		
		5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業	設備 投資 額	500万円以上	1,000万円以上 (※)	2,000万円以上 (※)
旅館業				
農林水産物等販売業 情報サービス業等			500万円以上(※)	

(※) 資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。

(4) 減免

償却資産が、火災、風水害、震災等で被害を受けたときなど、豊田市市税条例等で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

※《固定資産税減免申請書》は、資産税課又はホームページにあります。

（５）豊田市版環境減税

家庭・地域におけるエネルギーの地産地消と暮らしの脱炭素化を促進するため、一定の条件を満たした**再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備の太陽光パネルなど）**について**固定資産税（償却資産分）を減免します**。ただし、８ページの課税標準の特例が適用される場合を除きます。

ア 減免内容

（ア）取得時期 平成 29 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

適用期間	課税初年度から 3 か年	減免割合	1 / 2
対象資産	①経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備 ②自家消費型再生可能エネルギー発電設備		
発電出力	10kW 以上 2,000kW 未満		

※経済産業大臣の認定を受けた設備の場合、取得日（稼働の日）と設備認定日（認定通知に記載されている認定日）の両方が取得時期の期間内であること。

（イ）取得時期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

適用期間	課税初年度から 3 か年	減免割合	1 / 2
対象資産	自家消費型再生可能エネルギー発電設備 ※国の制度（課税標準額の特例制度）が適用される場合を除く		
発電出力	10kW 以上 2,000kW 未満		

※令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに取得した経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備も減免対象になります。

イ 手続き

固定資産税の法定納期限（4 月末）までに申請をしてください。できる限り、償却資産の申告と併せて 1 月中に申請手続きをお願いします。

【必要書類】

- ・固定資産税減免申請書 ※資産税課又はホームページにあります。
- ・償却資産申告書の写し（該当設備が記載されている部分の写し。償却資産申告と同時に申請する場合は省略可）

〈認定再生可能エネルギー発電設備の場合〉

- ・認定通知「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」の写し
- ・電力会社発行「発電設備の連系に関するお知らせ」等の写し

〈自家消費型再生可能エネルギー発電設備の場合〉

- ・契約書類等一式の写し（契約書、図面等で資産所在地、発電出力がわかるもの）

Ⅲ 償却資産課税のしくみ

1 評価方法

償却資産の評価額は、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに、以下のとおり計算します。ただし、個々の資産について、**取得価額の5%が最低限度額**となります。

計 算 式

- ・前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r/2) \cdots (\text{ア})$$

- ・前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r) \cdots (\text{イ})$$

※ r …耐用年数に応ずる減価率

[計算例]

取得時期令和7年5月、取得価額450,000円、
耐用年数5年の場合

$$\cdot \text{令和8年度} = 450,000 \text{円} \times 0.815 = \underline{366,750 \text{円}}$$

$$\cdot \text{令和9年度} = 366,750 \text{円} \times 0.631 = \underline{231,419 \text{円}}$$

⋮ (途中省略)

$$\cdot \text{令和14年度} = 36,686 \text{円} \times 0.631 = \underline{23,148 \text{円}}$$

$$\cdot \text{令和15年度} = 23,148 \text{円} \times 0.631 = 14,606 \text{円} < \underline{22,500 \text{円}}$$

※ 令和15年度で、算出額が取得価額の5% (22,500円) より
小さくなるので、以降22,500円が評価額になります。

償却資産減価残存率表

耐用 年数	減価率 r	減価残存率		耐用 年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 (ア) $1 - r/2$	前年前に取得 (イ) $1 - r$			前年中取得 (ア) $1 - r/2$	前年前に取得 (イ) $1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

2 税額の決定

1 毎年1月31日期限 償却資産申告書の提出・受付

毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただきます。

2 償却資産の評価

提出いただいた申告書の内容をもとに評価を行います。

評価額は、13ページの計算方法に基づき、算出します。

3 価格の決定

償却資産の評価に基づいて、毎年3月末日までに固定資産（償却資産）の価格等を決定します。

（1）課税標準額

決定した価格（評価額）が原則として課税標準額となります。

（2）税額

課税標準額×1.4%（税率）＝税額 となります。

- 免税点**・・・課税標準額（償却資産の合計額）が、150万円未満の場合には課税されません。
ただし、申告は必要です。

4 固定資産課税台帳の閲覧

償却資産の課税内容を確認されたい場合は、**4月1日以降に市民課(南庁舎1階)**で課税台帳の閲覧を御利用ください。

5 納税通知書の発送：4月中旬

土地や家屋を所有している場合、ひとつの納税通知書にまとめてお送りします。

納期は1期（4月）・2期（7月）・3期（12月）・4期（2月）の4回です。



IV 参考資料

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

(1) 記載方法

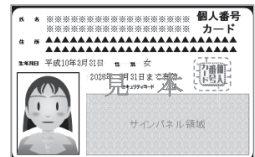
申告書の手引き 16～19 ページ（償却資産申告書の記入例）を御参照ください。個人の方は、12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に記載してください。

(2) 本人確認の実施について

個人番号を記載した申告書を御提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（ア）又は（イ）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付又は窓口で提示していただくようお願いいたします。

法人番号を記載した申告書を御提出いただく場合、本人確認は不要です。

(ア) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	個人番号カード（裏面）  通知カード（注） 住民票（個人番号付き） 等のうち1種類	個人番号カード（表面）  運転免許証 旅券（パスポート） 等のうち1種類
電子申告 	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料になります。

(イ) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード（注） 本人の住民票（個人番号が記載されたもの） 等のうち1種類	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等のうち1種類	税務代理権限証書 委任状 プレ印字された申告書 等のうち1種類
電子申告 	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。		

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

（注）令和2年5月25日をもって通知カードが廃止されましたが、通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

(3) その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨を御理解いただき、マイナンバーの記載に御協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめ御了承ください。

2 償却資産申告書の記入例

(色の部分は記入不要)

※ 2部複写ですので提出用を上にして、ボールペンで記入してください。

書類の送達先を変更する場合
償却資産申告書や固定資産税納税通知書等の書類送達先を変更される場合は、別途《書類送達場所等届出書》の提出をお願いします。
様式は、資産税課又はホームページにあります。

【3】 個人番号又は法人番号 (15ページ参照)
所有者の個人番号又は法人番号を記載してください。

【所有者コード】
自社様式の用紙で申告される場合も必ず記入してください。
(この場合も本市の申告書を添付してください。)

【所有者】
打ち出されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。

所有者が法人の場合は、代表者が氏名を記載してください。
屋号があれば書いてください。

【イ】 前年前に取得したもの
令和7年1月1日現在の所有資産の取得価額の合計額が打ち出されています。申告漏れ資産がある場合、又は打ち出した資産の取得価額に修正がある場合には訂正してください。
なお、非課税に該当する資産は、当該取得価額に含めないでください。

記入の必要はありません。
ただし、電算処理による全資産申告をされる場合には、記入してください。

令和 8 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳) 提出用

豊田市長殿

1 住所 471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

2 氏名 株式会社西町工業 代表取締役 豊田 太郎

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 自動車部品製造業

5 事業開始 63年8月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 豊田 花子

7 税理士等の氏名 孝母会計事務所

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有・無

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借用資産 (有) 無 貸主の名称等 高岡リース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付資料等) 前年度増減申告

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	7400000	1200000	1560000	7760000
2 機械及び装置	21758164		3800000	25558164
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2400000	2400000	20000134	20000134
6 工具、器具及び備品	1180000	300000		880000
7 合計	32738164	3900000	25360134	54198298

資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

【ロ】 令和7年中に減少した資産の取得価額を書いてください。

【ハ】 令和7年中に取得した資産の取得価額を書いてください。

【ニ】 令和8年1月1日現在の全資産の取得価額を書いてください。

【8】【9】 国税関係

【10】【11】 地方税関係

【12】【13】【14】 国税関係

【15】 資産の所在地
豊田市内の事業所・施設の所在地を書いてください。
変更がある場合、訂正してください。

【18】 備考
該当する項目があれば、番号に○印を付けてください。
1 「増減なし」
前年度に申告された人で、前年中に資産の異動がなかった場合
2 「該当資産なし」
初めて申告される人で、申告する該当資産がない場合
3 「廃業」
前年中に廃業をした場合は、その年月を記入

その他、次のような事項を記入してください。
①前年中に所有者の住所・氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日、旧住所、氏名等
②休業、移転等をした場合は、その内容及び年月
③納税管理人を定めている場合には、その者の住所、氏名
④その他参考となる事項

(色の部分は記入不要)

提出枚数を記入してください。

【増加事由】

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

令和7年中に減少した資産は資産の名称から**朱線（＝）**で消してください。

打出し内容に誤りがある場合には
該当箇所を訂正してください。

資産の一部を減少した場合は、訂正後の数量又は取得価額を朱書きしてください。

申告もれ、または移動により増加した資産のうち、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産がある場合は、その内容と改正前の耐用年数を記入してください。

【摘要】欄に記入する事項
資産が減少した場合、申告の内容の修正がある場合は、その年月と理由を記入してください。また、課税標準の特例がある資産については、その内容を記入してください。

緑の網掛け部分は
記入の必要はありません。
ただし電算処理による全資産
申告をされる場合には
記入してください。

【取得価額】
資産を取得するために要した費用（引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む。）を記入してください。
圧縮記帳は地方税法上認められませんので圧縮前の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表第1から第6（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。
耐用年数の短縮・見積耐用年数を適用している場合には、実際に適用している耐用年数を書き、摘要欄にその旨を記入してください。

- ※ 文字は漢字・ひらがな・カタカナが使用できます。
- ※ 複写式ですので、ボールペンで記入してください。
- ※ 電算処理用のデータとしますので、枠の中にていねいに書いてください。

【取得年月（年号）】

3 ……昭 和

4 ……平 成（平成31年4月30日まで）

5 ……令 和（令和元年5月1日以降）

【資産の名称等】
資産の名称・規格等を具体的に記入してください。
21字以上になるものは簡略して20字以内で記入してください。

フォークリフトについては、メーカー・型式を記入してください。

【資産コード】
記入の必要は
ありません。

令和 8 年度

※ 所 有 者 コー ド

8 0 0 0 1 1 5 4

種類別明細書(増加資産・全資産用)

提出用

所 有 者 名

1 枚のうち

株式会社西町工業

1 枚 目

行 番 号	※ 資 産 の 種 別	※ 資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額	耐 用 年 数	※(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額	※	※	増 加 事 由	摘 要	
					年 号	年	月					課 税 標 準 の 特 例 率	課 税 標 準 額 コード			
01	1	4040001	駐車場舗装	1	3	6	3	8	18000000	10					1・2 3・4	
02	1	4040002	フェンス	1	3	6	3	8	12000000	10	緑の網掛け部分は 記入の必要はありません。 ただし電算処理による全資産 申告をされる場合には 記入してください。				1・2 3・4	令和7年3月 廃棄
03	1	4110001	内装工事 (小坂工場)	1	4	1	0	5	21000000	10					1・2 3・4	
04	1	4130001	防音塀	1	4	1	2	5	23000000	10					1・2 3・4	
05	2	4110001	フライス盤	1	4	1	0	5 8	46000000	9					1・2 3・4	取得月修正
06	2	4130002	コンプレッサー	1	4	1	2	5	25000000	9					1・2 3・4	
07	2	4260001	NC自動旋盤	1	4	2	5	11	13500000	12					1・2 3・4	
08	2	4270001	切断機	1	4	2	6	10	7350000	9					1・2 3・4	
09	5	4040005	フォークリフトトヨタ5FG25	1	3	6	3	12	24000000	4					1・2 3・4	軽自動車税 対象、削除
10	6	4200001	エアコン	2 3	3 4	1 9	8		600,000 9000000	6					1・2 3・4	令和7年5月 一部廃棄
11															1・2 3・4	
12	1		フェンス	1	5	7	7		15600000	10					1・2 3・4	
13	2		溶接機	1	4	2	0	8	23000000	9					1・2 3・4	令和7年7月 名古屋から
14	2		スポット溶接	1	4	1	9	6	423164	9					1・2 3・4	申告漏れ、改正 (旧12年)
15	2		研削機 (中古)	1	5	7	2		15000000	2					1・2 3・4	中古見積
16	5		フォークリフト (トヨタ2FD-180)	1	5	7	4		20000134	4					1・2 3・4	大型フォーク リフト
17	6		テレビ	1	4	2	9	10	280000	5					1・2 3・4	申告漏れ
小 計									54198298 32035000							

- 1…構築物・建物附属設備 4…航空機
2…機械及び装置 5…車両及び運搬具
3…船舶 6…工具・器具及び備品

4 償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類		細 目	耐用年数	細 目	耐用年数	細 目	耐用年数	
1 構 築 物 及 び 建 物 附 属 設 備	構 築 物	ビチューマルス路面	3	打込み井戸	10	広告用のもの	金属造 その他	20
		アスファルト舗装	10	工場緑化施設	7			10
		コンクリート路面・砂利道	15	庭園	20	農業用ハウス	鉄骨造 ビニールハウス	14
		金属製へい	10	仮設建物	7			8
		ブロックべい	15	街路灯	10			
	建 物 附 属 設 備	可動間仕切り	3	電気設備	6	アーケード・日よけ設備		15
		その他のもの	15		15	冷暖房設備	22kW以下のもの その他のもの	13
		屋外給排水設備	15	屋外消火栓	8			15
店内簡易設備	3							
2 機 械 及 び 装 置		食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		
	繊維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	光ディスク製造設備		6	
	炭素繊維製造設備			塩化りん製造設備	4	プリント配線基板製造設備		6
	黒鉛化炉	3	活性炭製造設備	5	フラットパネルディスプレー、半導体集積回路又は半導体素子製造設備		5	
	その他の設備	7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	その他の設備		8	
	その他の設備	7	半導体用フォトレジスト製造設備	5	道路貨物運送業用設備		12	
	木材又は木製品製造業用設備	8		運輸に附帯するサービス業用設備		10		
	印刷業又は印刷関連業用設備		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	飲食料品小売業用設備		9	
	デジタル印刷システム設備	4	その他の設備	8	その他の小売業用設備			
	製本業用設備	7	生産用機械器具製造業用設備		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備		8	
	新聞業用設備		金属加工機械製造設備	9	その他の設備			
	モノタイプ、写真又は通信設備	3	その他の設備	12	主として金属製のもの		17	
	その他の設備	10			その他のもの		8	
	その他の設備	10	業務用機械器具製造業用設備	7	宿泊業用設備		10	
	プラスチック製品製造業用設備	8	電気機械器具製造業用設備	7	飲食店用設備		8	
	ゴム製品製造業用設備	9	情報通信機械器具製造業用設備	8	洗濯業、理容業、美容業又は		13	
	金属製品製造業用設備		輸送用機械器具製造業用設備	9	浴場業用設備			
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	農業用設備	7				
	その他の設備	10	林業用設備	5				
	はん用機械器具製造業用設備	12	自動車整備業用設備	15				
	太陽光発電設備	17						
	3 船 舶		モーターボート	4	ボート・ヨット	5		
	5 車両及び運搬具		フォークリフト	4				
		※償却資産の対象は大型のみ						
6 工 具、 器 具 及 び 備 品	工 具	金型	2	切削工具	2	治具・取付工具		3
		測定又は検査工具	5					
	器 具 及 び 備 品	事務機・椅子	15	複写機（コピー機）・ファクシミリ・レジスター・タイムレコーダ等	5	広告器具	金属製 その他	10
		キャビネット	8	電子計算機	4			5
		応接セット	5	パソコン	5	金庫	手さげ金庫 その他	5
		接客業用	8	その他	5			20
		その他		インターホン・放送用設備	6	理・美容機器		5
		陳列棚・ケース	6	電話設備	6	レントゲン		4
		冷凍・冷蔵機付	8	デジタルボタン交換設備	10	移動式・救急医療用 その他		6
		その他	5	通信機器	10			7
		テレビ・ステレオ等音響機器	6	試験・測定機器	5	歯科診療用ユニット		5
		冷暖房用機器（ルームクーラー等）	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	自動販売機・両替機		5
		電気冷蔵庫・洗濯機・その他	6	写真製作機器	8	簡易焼却炉		5
		電気・ガス機器	3	看板・ネオンサイン	3			
		カーテン・寝具等繊維製品						

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16（一）、（二）〈減価償却額の計算〉または所得税確定申告の減価償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。